

綾瀬市の税率は、次のとおりです。

### 《市民税・法人税割額》

令和元年9月30日以前から開始している事業年度に適用される税率

資本金等の額	税率
1億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社を含む）	12.1%
1億円以下の法人等	9.7%

令和元年10月1日以降新たに開始する事業年度から適用される税率

資本金等の額	税率
1億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社を含む）	8.4%
1億円以下の法人等	6.0%

### 《市民税・均等割額》

資本金等の額による区分	市内の事務所・事業所等の従業者数の合計数	税率（年額）
50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令に定めるところにより算出した金額。以下同じ。）	50人を超えるもの	3,000,000円
	50人以下のもの	410,000円
10億円を超え50億円以下である法人	50人を超えるもの	1,750,000円
	50人以下のもの	410,000円
1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000円
	50人以下のもの	160,000円
1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000円
	50人以下のもの	130,000円
1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000円
	50人以下のもの	50,000円

平成27年4月1日以後に開始した事業年度から均等割の算定基準が変わりました。

#### ○法人市民税における「資本金等の額」の定義について

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は、同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額。ただし、無償増減資等を行った場合は、前記の法人税法上の資本金等の額に無償増減資等に係る調整を行った後の額となります。（地方税法第292条第1項第4号の5）

なお、無償増減資等の金額がある場合は、その内容を証する書類（株主総会議事録等）の添付が必要です。

#### ○均等割額の資本金等の額について

資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金等の額を資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額とします。

- 申告についてのお問い合わせは、綾瀬市役所 課税課市民税担当
- 納付についてのお問い合わせは、綾瀬市役所 収納課管理担当

《電話番号 0467-77-1111（代）》